

国名:フィリピン

	項目	内容	調査方法・情報源
1)	EPAs/FTAs	<p>日本・フィリピン経済連携協定 (JPEPA) (2008 年 12 月 11 日発効)</p> <p>アセアン物品貿易協定 (ATIGA) (2010 年 5 月 17 日発効)</p> <p>日本アセアン包括的経済連携協定 (AJCEP) (フィリピンは 2009 年 2 月 1 日発効<sup>1)</sup>)</p> <p>アセアン・オーストラリア・ニュージーランド協定 (AANZFTA) (フィリピンは 2009 年 10 月 21 日に批准。)</p> <p>アセアン・中国自由貿易協定 (ACFTA) (フィリピンは 2004 年 2 月 24 日に批准。)</p> <p>アセアン・インド自由貿易協定 (AIFTA) (フィリピンは 2010 年 4 月 27 日に批准。)</p> <p>アセアン・韓国自由貿易協定 (AKFTA) (フィリピンは 2007 年 7 月 17 日に批准。)</p> <p>地域的な包括的連携 (RCEP) 協定 (フィリピンは 2023 年 6 月 2 日に発効。)</p>	<p>情報源: Resolution No. 131 (14th Congress);</p> <p>Executive Order No. 850 (s. 2009)。また、ATIGA - ASEAN Tariff Finder も参照。</p> <p>Executive Order No. 852 (s. 2009)</p> <p>Executive Order No. 851 (s. 2009);</p> <p>TABLE OF ASEAN TREATIES / AGREEMENTS AND RATIFICATION</p> <p>Executive Order No. 25 (s. 2011)</p> <p>TABLE OF ASEAN TREATIES / AGREEMENTS AND RATIFICATION</p> <p>Senate Resolution No. 42 (2023 年 2 月 21 日)</p>
2)	発給機関	<p><b>輸出の場合</b></p> <p>関税局 (Bureau of Customs: BOC) の財務部 (Department of Finance: DOF) が、輸入国の特惠関税に対応する原産地証明書の発給権限を有する。</p>	

<sup>1</sup> AJCEPA 第 79 条 2 項に基づき、同協定は法的手続き完了通知日の翌々月 1 日に発効する。EO 852 (s. 2009)に基づき、フィリピン大統領は AJCEPA を 2008 年 12 月 24 日に批准した。

		<b>輸入の場合</b> BOC の DOF が、フィリピンへの輸入特惠関税に対応する原産地証明書の承認権限を有する唯一の機関。	
3)	発給手数料	原産地証明書の発給 (Form JP、Form AJ 又は Form RCEP) <ul style="list-style-type: none"> <li>書類印紙税 30.00 ペソ。</li> </ul>	
4)	必要書類／申請手順	<b>1. 原産地決定 ATIGA 証明書運用規則に基づくアセアン電子原産地証明書(e-CO)<sup>2</sup></b>  <p>貨物の原産地が性質上容易に判明しない場合の輸出品事前評価手続きあり。輸出者は輸出貨物の事前評価申請を以下の書類と共に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造フローチャート</li> <li>コスト分析</li> <li>輸入原材料の HS コードと原産地を含む原材料リスト</li> <li>国内原材料の販売インボイスのコピー</li> </ul> <b>2. 輸出用電子原産地証明書の発給 (e-CO) (ATIGA Form D)<sup>3</sup></b> <p>以下の書類を e-CO 申請に添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>承認済み輸出申告書</li> <li>船荷証券 / 航空貨物運送状</li> <li>コマーシャルインボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>関税局が要請するその他書類</li> </ul>	
5)	電子ファイル提出	<b>輸出の場合</b> Form JP 及び Form AJ の場合、日本税関は既に電子形式 (PDF 等) での原産地証明書の提出を認めている。 <sup>4</sup>  <b>輸入の場合</b> Form JP 及び Form AJ の場合、PDF 形式のスキャンデータを輸入者へ提出可能、輸入時に提示される。 <sup>5</sup>	
6)	遡及発給	Form AJ (Attachment 1: ASEAN 国の CO フォーマット) は可能。  Form RCEP にて可能。  国家緊急事態の場合、保証差入れが必要。 <sup>6</sup>	
7)	遡及発給 COO の適用は可能か	関税現代化及び関税率法によると、貨物申告に必要な情報や書類を完全に揃えることができない場合、貨物をフィリピンに輸入する際の手続きとは異なる仮貨物申	

<sup>2</sup> Customs Memorandum Order No. 15-2019.

<sup>3</sup> Customs Memorandum Order No. 15-2019.

<sup>4</sup> 関税局メモ・サーキュラー第 131-2020 号

<sup>5</sup> 関税局メモ・サーキュラー第 131-2020 号

<sup>6</sup> 関税局メモ・サーキュラー第 131-2020 号

	<p>(輸入地において、一旦は一般(MFN)税率で通関後、遡ってEPA 特惠税率を適用できるか、つまり一旦支払ったMFN税率とEPA 特惠税率との差額を還付してもらえるか)</p>	<p>告(Provisional Goods Declaration: <b>PGD</b>)の対象となる。</p> <p>申告者が貨物申告に必要な情報や書類を完全に揃えることが出来ない場合、以下の条件の下、PGD 申請が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• PGD に関税局の要請する必要な情報の大部分が含まれていること。</li> <li>• 申告者は仮貨物申告書を提出してから45日以内に情報や書類を補完すること。(期限は、正当な理由があれば、関税局により45日間の延長が認められる可能性あり。)</li> </ul> <p>関税局がPGDを受理すると、貨物の関税に関する取扱いは、通常申告の場合と同等。</p> <p>PGD 対象の貨物は、関税額や租税額分の担保を差し入れれば、通過可能。</p> <p>PGD の提出手順<sup>7</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Single Administrative Document の Box 1にある申告コード「4PG4」の指定モデルを利用して申立て</li> <li>• 必要な情報を提供</li> <li>• 以下の書類を提出 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 承認済み船荷証券又は航空貨物運送状</li> <li>2. コマーシャルインボイス又はプロフォーマインボイス</li> <li>3. パッキングリスト</li> <li>4. PGD 書類(Annex B)</li> <li>5. 免税承認申請又はその他要件の充足(あれば)</li> <li>6. 仮の状態の補助書類全て</li> <li>7. 不足書類提出の保証 (Annex C)</li> </ol> </li> <li>• 十分な担保の差入れ(保証など)</li> </ul>	
8)	再発給	<p>忘失・破損等の場合、JPEPA、AJCEP、及び RCEP の運用上の手続きに従って再発給が可能。</p>	
9)	第三国インボイス	<p>JPEPA 及び AJCEP では発給可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 原産地証明書における第三国インボイス欄に、正しくチェックを入れること。</li> <li>• 第三国インボイスを発行する会社名及びその会社が所在する国は、第7欄又は原産地証明書における適切な欄に入力すること。</li> <li>• 輸出者名及びその住所と国名は第1欄に示すこと。当該国は、特定 FTA の加盟国であること。</li> </ul>	

<sup>7</sup> Customs Memorandum Order no. 7-2020.

		<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入者／荷受人の名義及び住所は、第 2 欄に示すこと。当該国は、当該 FTA の加盟国であること。<sup>8</sup></li> </ul> RCEP でも同様に可能。	
10	連続する原産地証明書 (Back-to-back certificate of origin)	Form AJ (Attachment 1: ASEAN 国の CO フォーマット) は可能。  Form RCEP でも可能。	
11	非加工証明書	PJEPA、AJCEP 及び RCEP では現在不可。	
12	累積必要書類	AJCEP の原産地証明書(Form AJ) PJEPA の原産地証明書(Form JP) RCEP については、原産地証明 (Form RCEP)。	

調査日(確認日):2023 年 2 月 27 日

<sup>8</sup> 2014 年 1 月 16 日付の関税局メモ (Bureau of Customs Memorandum)

本調査は、JETRO バンコクの依頼によりペーカーマッケンジー法律事務所バンコクオフィスが元請負先として、2023 年 1 月末時点の情報に基づき取りまとめたものです。本調査は、各種自由貿易協定について一般的かつ一次的な情報を提供するものです。個別の輸出入や自由貿易協定の手続きに関しては、最新の法令及び実務対応等をご確認ください。